



評価制度の見直し (平成27年度からの変更点)について

1. 評価の体系

NEDOは、事業毎に、基本計画・実施方針を定めて業務を推進、かつ、「技術評価」または「事業評価」を実施。

事業が複数の開発課題【注】で構成される場合、それら開発課題の評価は、原則として推進部署（プロジェクトマネージャーが配置されている場合はプロジェクトマネージャー）の権限である。

注：「技術評価」対象事業では「テーマ」と呼ぶ。

評価は、事業の実施状況及びその結果についての説明責任を果たすとともに、事業のマネジメント改善及び目標達成に寄与するために実施している。事業毎に、マネジメント改善の観点から、評価の方法を評価部と推進部署が協議して定め、基本計画・実施方針に記載している。

分類	細分類	規程・指針
<p>技術評価</p> <p>機構法第15条第1項第1号から第3号まで、第11号及び第12号に定める機構の業務のうち、プロジェクト、制度、及びテーマに適用する。</p>	<p>プロジェクト評価</p> <p>「プロジェクト」とは、機構が定めた目的、目標、研究開発内容、実施期間などに基づき、機構が実施者を選定して実施する、研究開発の実施単位をいう。</p> <p>制度評価</p> <p>「制度」とは、機構が定めた目的、目標、実施期間などに基づき、実施者と研究開発内容を選定して実施する事業であって、業務の目的、内容及びその運営において一体を成すものをいう。</p>	<p>技術評価実施規程 技術評価指針</p>
<p>事業評価</p> <p>機構法第15条第1項第1号から第12号及び第2項第1号から第3号に定める機構の事業のうち、技術評価実施規程の対象事業を除く事業に適用する。</p>	<p>事業評価実施規程 事業評価指針</p>	

2. 中期計画変更に伴う見直し

(1) ステージゲートと中間評価の関係の整理

「PMは、ステージゲート方式を活用して、資金配分や技術開発内容の見直し、実施体制の変更を検討・実施する。」

「中間評価は、技術開発内容やマネジメント等の改善、見直しを的確に行っていく。」

上記に対応して

○ ステージゲート後に中間評価を実施する場合は、マネジメントの改善を主眼に実施する。

○ 中間評価後にステージゲートを実施する場合は、評価の重複を避けるように評価項目を調整する。

(2) 非連続ナショナルプロジェクトの評価

「事後評価において、技術的成果では、最終目標の達成度に留まらず、設定された目標以外の技術成果、世界初の知見の獲得、新たな技術領域の開拓等がある場合は積極的に評価する。また、実用化・事業化の見通しでは、計画に沿った実用化・事業化の見通しに留まらず、他の技術や用途への展開、新たな市場の創造の見通し、社会的な効果等がある場合は積極的に評価する。」

「追跡調査・評価は、実用化・事業化状況等の把握に加えて、新たな技術領域の開拓、他の技術や用途への展開、新たな市場の創造の見通し、社会的な効果等の多面的な観点から、必要な場合にはナショナルプロジェクトよりも長期的に実施する。」

3. 研究開発評価に関する大綱的指針への対応

平成24年12月に新たに加えられた「研究開発プログラム」【①、②に示す2つの類型がある】の評価に関して、以下のように対応。

- ① 研究開発課題の有機的な関連づけによるプログラムについては、NEDOの事業として具体化する時点を見極めて評価制度を検討する。
- ② 競争的研究資金制度等の研究資金制度については、「制度評価」の制度を整備し、実施している。

4. 業務効率化のための見直し

(1) 制度評価の見直し

① 評価部が事務局として中間評価及び事後評価を実施

② 中間評価の時期の見直し

- ・見直し前：公募を実施する前年度。毎年度公募の場合は隔年度。
- ・見直し後：5年以上の場合は概ね3年毎を目途

(2) 事業評価の見直し

① 評価部が事務局として中間評価及び事後評価を実施

② 中間評価の時期の見直し

- ・見直し前：年度評価。3年以上の場合は中期計画期間中に期中評価。
- ・見直し後：5年以上の場合は概ね3年毎を目途